

平成 17 年 3 月 8 日

食品中に残留する農薬等の暫定基準（第 2 次案）について（意見）

食品産業につきましては、日頃からご理解とご指導を頂いており、厚くお礼申し上げます。

私ども食品事業者等は、消費者の方々に安全な食品をお届けするため、原材料や製造工程を厳しく管理するとともに、厳格な製品の検査を行い、法令に違反することのないよう、日々努力しているところであります。

こうした中で、今般、食品の一層の安全性を確保する観点から、食品中に残留する農薬等について、いわゆるポジティブリスト制が導入されることはきわめて意義深いことと考えておりますが、同制度の導入に関する検討が行われる中で、一律基準につきましては、0.01ppm という極めて厳しい数値を設定する方向で最終的なとりまとめが進められていると伺っております。

ポジティブリスト制の導入は、残留基準が定められていない農薬等につきまして、現行の「原則規制なし」から「一律基準値を超えての残留を認めない」という、いわば原則と例外が逆転する大転換が行われることとなります。したがって、一律基準値がこのような厳しい水準で設定された場合、中小企業が大部分を占める食品業界に少なからぬ混乱を生ずるおそれがあるのみならず、品目によっては食品の安定的な供給にも支障を与えかねないものと懸念されます。

このようなことから、一律基準値の設定及びその運用等に当たりましては、下記の事項につきまして、特段のご配慮をお願いいたします。

記

- 1 ADI が設定されている農薬等は、科学的なデータに基づいてリスク評価が行われているものであることから、個別の農産物ごとの残留基準が設定されていない場合にも、一律基準ではなく、既に残留基準が設定されている農産物の区分（例えばイモ類、ウリ科等の農産物の区分）の中で最も低い水準の基準を適用して頂きたい。

一律基準をそのまま適用すると、農薬等によっては過度の安全性を追求することとなり、健康危害のおそれのない食品等を回収・廃棄する等の事態を引き起こしかねないと懸念されます。

2 残留基準（暫定基準及び一律基準）を超えていることを事由として回収命令等の措置を講ずるにあたっては、我が国の食品企業における農薬等の分析機器等の整備状況や分析技術の水準、いわゆるドリフトや土壌残留実態に関する現段階での知見等の実態を踏まえた対応をお願いしたい。当面、残留基準が0.1ppm未満のものについては、農薬等の分析に関し我が国食品企業が一般的に管理可能な水準である0.1ppmを目途とすることを検討して頂きたい。

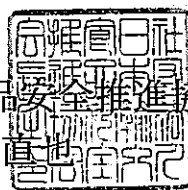
3 残留農薬等の検査方法については、食品等の生産や流通に混乱を生ずることのないよう、公定法によることとし、検査方法の進歩に応じ、公定法を改正して頂きたい。

以上

財団法人 食品産業センター
理事長 岩崎 充利



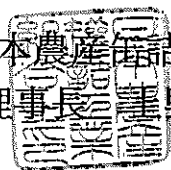
社団法人 日本輸入食品安全推進協会
会長 垣添 直也



社団法人 日本冷凍食品協会
会長 垣添 直也



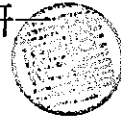
日本農産缶詰工業組合
理事長 基野 幸雄



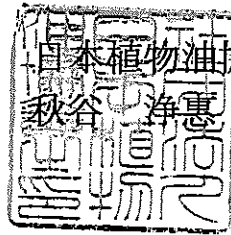
社団法人 全国清涼飲料工業会
会長 平本 忠晴



社団法人 日本食肉加工協会
理事長 伊藤 研



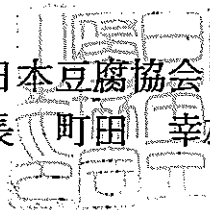
社団法人 日本植物油協会
会長 秋谷 淳恵



全国納豆協同組合連合会
会長 進一



日本豆腐協会
会長 町田 幸雄



社団法人 日本果汁協会
会長理事 岡田 明輝



社団法人
 会長

日本工業会
 飯島 延浩



社団法人
 会長

日本生計協会
 佐藤 康雄



油糧輸入協議会
 理事長

鈴木 正隆



日本工業調味料協会
 会長

岡田 甲子



全国マヨネーズ
 会長

佐々木 豊



日本スーパー協会
会長 進藤 大二

輸入冷凍野菜品質安全協議会
会長 千葉 充幸

財団法人 日本冷凍食品検査協会
理事長 近藤 和廣